

平成21年6月1日

「成年後見登記制度」におけるオンライン申請・証明書交付について（ご案内）

法務行政の運営，遂行につきましては，平素から格別の御支援と御協力を賜り，厚く御礼申し上げます。

さて，御承知のとおり，成年後見制度は，判断能力の不十分な方々の保護や支援を図ることを目的に平成12年4月1日から開始され，この新しい成年後見制度の下で，従来の禁治産宣告・準禁治産宣告の戸籍記載に代わる公示方法として創設された成年後見登記の事務を，法務大臣から指定を受けた登記所である東京法務局（民事行政部後見登録課）で取り扱っています。この成年後見登記事務のうち，「登記事項証明書」及び「登記されていないことの証明書」の交付事務については，同17年1月から全国の法務局（本局戸籍課）を窓口としても，その取扱いを行っているところです。

また，現在，オンライン申請の運用を開始し，オンラインによる変更の登記及び終了の登記申請のほか，「登記事項証明書」及び「登記されていないことの証明書」の交付請求が可能となっており，この証明書の交付請求については，オンライン申請へのインセンティブとして手数料の引下げを行っています。

そこで，成年後見登記制度のオンライン申請・証明書の交付請求について，別添のとおり御案内いたします。

（長崎地方法務局戸籍課）